

## 県単希少生物保全検証事業実施要領

### (趣 旨)

第1条 環境への関心が高まる中、農業農村整備事業においては、生態系の保全に一層の配慮が求められている。このため、平成13年度の土地改良法改正後、環境の専門家や地域住民、関係機関等と連携を取りながら地域の環境に配慮した農業農村整備を進めてきた。特に、農業用水利施設は農業農村に欠かすことのできない「水」を運ぶとともに、水生生物のすみかでもあることから、環境配慮工事を重点的に行い水環境の保全に努めてきた。しかし、施工後の環境配慮施設の有効性が十分に検証されないまま現在に至っていることから、環境配慮施設整備に対する事業主体としての説明責任を果たすためにも、生態系の保全状況を検証し、保全手法を今後の施設整備にフィードバックしてよりよい施設整備とすることが求められている。

このため、県単希少生物保全検証事業(以下「事業」という)を実施し、環境配慮施設の整備手法の確立や自然と共生する農村づくりに資することとする。

### (事業内容)

第2条 本事業は、原則として環境に関する専門家、まちづくり協議会等の地域住民等で構成する検討会を設置し、その指導・助言の下、下記の事業を実施する。

#### 1 保全検証事業

環境配慮施設の整備手法の効果を点検・評価するため、地域として守るべき希少生物及び生態系(以下「希少生物等」という。)のモニタリング調査を、事業実施中、事業実施後等必要な時期に実施する。

また、県営農業農村整備事業計画時に行うモニタリング調査についても、希少生物等へ配慮した事業検討、事業完了後の保全検証に資するため本事業の対象とする。

#### 2 保全検討事業

モニタリング調査の結果について、環境配慮施設の評価及び課題の抽出等の検討を行い、今後の環境配慮手法の確立に資することとする。

また検討の結果、環境配慮施設の設置効果を確保するために必要となる簡易な整備及び機能修繕等の補完的工事を実施することができることとする。

### (希少生物等)

第3条 第2条で定める希少生物等とは次のとおりである。

- 1 「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(レッドリスト)・・・環境省」「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(岐阜県レッドデータブック)」等に登載されている絶滅危惧種等の生物及びその生態系
- 2 1の規定以外の、地域として保全が必要とされる生物及び生態系

### (事業の実施要件)

第4条 事業の実施にあたっては、次に掲げる1及び2の要件を満たすこと。

- 1 県営農業農村整備事業の計画・実施中・完了地区であること。

ただし、事業実施中あるいは事業実施後の検証を行う場合は、事業計画時のモニタリング調査を何らかの方法で実施した箇所に限る。

- 2 地域住民の希少生物等の保全に対する意識が高く、環境配慮の工法の検討及び造成する施設等の維持管理について、住民協働体制がとれる見込みのあること。

(事業主体)

第5条 事業主体は、県とする。

(事業の実施手続)

第6条 事業の実施手続は、次のとおりとする。

1 事業を実施しようとする農林事務所長は、県単希少生物保全検証事業実施申請書(別記様式第4号)に事業計画書(別記様式第6号)を添付のうえ、知事に提出するものとする。

2 知事は、提出のあった申請書等を審査し、申請に係る地区が第4条の実施要件を満たし、かつ当該事業を実施することが適当であると認めるときは、その旨を事業実施決定通知書(別記様式第5号)により農林事務所長へ通知するものとする。

(実施報告)

第7条 農林事務所長は、事業実施後、速やかに県単希少生物保全検証事業実施報告書(別記様式第7号)を知事へ提出するものとする。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日より施行する。